

北谷町地域公共交通計画策定支援業務及び北谷町コミュニティバス実証運行評価支援業務公募型プロポーザル 審査評価基準

1 書類審査（第1次審査）

(1) 審査要領

書類審査における審査等については、次項のとおりとし、最低基準点を超える評価の高い3者を選定する。

(2) 最低基準点 24点

(3) 審査項目及び評価基準

審査項目及び評価基準については、以下のとおり。

審査項目	評価の着眼点		評価基準	評価配分
企業評価 (10)	専門技術力	同種・類似業務の実績	・国、地方公共団体等に対する同種・類似業務の実績を有しているか。	5
	財務状況	財務状況の健全性	・本業務を仕様書及び企画提案内容に従って積極的に取り組むことができるだけの財務上の体力があるか。	5
責任者・担当者評価 (15)	配置予定業務責任者	資格要件	・仕様書で定める業務要件を理解し、本業務の実施を適正に管理監督できるか。 ・技術士（総合技術管理部門（建設-都市及び地方計画）若しくは建設部門（「都市及び地方計画」または「道路」））の資格を有し、技術士法による登録を行っているか。あるいは、RCCM（「都市計画及び地方計画」または「道路」）資格を有しているか。（加点対象）	5
		技術力	同種・類似業務の実績	・管理、照査又は担当者として関与した業務実績があるか。 ・本業務（公共交通計画策定及びコミュニティバス実証評価）と類似した事業実績があるか。（加点対象）

	配置予定業務担当者	技術力	同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・管理、照査又は担当者として関与した業務実績があるか。 ・本業務(公共交通計画策定及びコミュニティバス実証評価)と類似した事業実績があるか。(加点対象) 	5
業務実施体制評価 (15)	妥当性	技術者の適正配置		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な人材、人員数、体系、業務分担に配慮された実施体制になっているか。 	5
				<ul style="list-style-type: none"> ・担当技術者の現在の手持ち業務状況において本業務の専任は適切か。 	5
		打ち合わせ協議	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ協議の方法は現実的で妥当か。 	5	
合 計					40

2 プレゼンテーション審査 (第2次審査)

(1) 審査要領

プレゼンテーション審査における審査基準等については、次項のとおりとし、最低基準点を超えた者のうちから、最も評価の高い者を優先候補者とする。

なお、同点により優先候補者とすべき者が2者以上ある場合は、審査委員会で協議の上、優先候補者を選定する。

また、提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先候補者として選定する。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。

(2) 最低基準点 60点

ただし、審査項目2、及び3において、どちらも18点以上であること。

(3) 審査項目及び評価基準

審査項目及び評価基準については、以下のとおり。

審査項目		評価基準	評価配分
1	業務概要評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的、内容などを十分に理解しているか。 	10

2	北谷町地域公共交通計画策定業務に係る実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・北谷町の地域特性・現状及び課題を十分に理解しているか。（業務に関する考え方） ・計画策定に必要な情報を把握するための調査方法について、効率的・効果的な提案がなされているか。（業務内容） ・計画策定に必要な客観的な指標などを設定するため、調査結果の分析方法及び課題整理方法が具体的に示されているか。（業務内容） ・本町の公共交通の現状・課題や将来展望を踏まえた具体性・実現性のある公共交通計画策定となっているか。（将来性） 	30
3	北谷町コミュニティバス実証運行評価支援業務に係る実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・評価検討に必要な情報収集のための調査方法について、効率的・効果的な提案がなされているか。 ・デマンド型運行の評価方法、北谷町コミュニティバス事業の評価方法等具体的な分析方法が示されているか。 ・公共交通利用促進策について、効果的な案が提示されているか。 	30
4	その他提案	<ul style="list-style-type: none"> ・両業務の仕様書で掲げる業務内容以外に、本町の有益となる提案がされているか。 	5
5	作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の委託期間内で効率的に履行可能なスケジュールが提案されているか。 	5
6	参考見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な見積が示されているか。 	10
7	プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・知識及び経験に裏付けられた説得力があるか。 ・説明に本業務に対する意欲及び熱意が感じられるか。 ・的確、簡潔に説明し、回答しているか。 	10
合計			100

3 評価点数

評価の際には、各項目の評価基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。「十分である」を基準とし、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する基準となる点数を設け、当該項目の得点とする。ただし、「審査審査項目6 参考見積額」については、適用しない。

評価	満点5点	満点10点	満点30点
極めて優れている	5	10	30
優れている	4	8	24
十分である	3	6	18
劣る	2	4	12
著しく劣る	1	2	6